

令和 7 年度

二宮町地域密着型サービス事業者募集要項
(認知症対応型共同生活介護)



二宮町福祉部高齢介護課

目 次

1	趣旨	・ ・ ・	1
2	公募を行うサービス及び定員等	・ ・ ・	1
3	公募を行う地域等	・ ・ ・	1
4	事業開始時期	・ ・ ・	1
5	応募資格	・ ・ ・	1
6	応募方法	・ ・ ・	2
7	質問の受付及び回答	・ ・ ・	3
8	スケジュール	・ ・ ・	3
9	施設整備等に係る補助金	・ ・ ・	4
1 0	施設等整備要件	・ ・ ・	4
1 1	選定方法	・ ・ ・	5
1 2	その他注意事項	・ ・ ・	5
1 3	問合せ先	・ ・ ・	6

令和7年度 二宮町地域密着型サービス事業者公募要項

1. 趣旨

二宮町では、高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、高齢化の更なる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの計画的な整備を進め、介護サービスの充実とともに、持続可能な介護保険事業の運営を図ります。

令和7年度においても、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるよう、地域密着型サービスの整備を進めていきます。募集においては、サービスの質と公平性を確保するため、公募により実施いたします。

2. 公募を行うサービス及び定員等

募集するサービス	定員等	事業所数
認知症対応型共同生活介護	2ユニット（18人以下）	1事業所

3. 公募を行う地域等

二宮町では、町内を一つの日常生活圏域としていることから、公募を行う地域については、町内全域が対象となります。

4. 事業開始時期

令和9年度末（令和10年3月31日）までに、二宮町の事業所指定を受け、事業を開始してください。

5. 応募資格

応募事業者は、次の要件を全て満たす法人とします。

（1）介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第6項各号、第115条の1第2項各号及び第4項各号に該当しないこと。

（2）二宮町暴力団排除条例（平成23年二宮町条例第21号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等でないこと。（選定後でもその事実が判明した場合には事業者の選定を取り消します。）

- (3) 事業所の開設、整備、運営等において必要な自己資金等の確保ができること。
- (4) 法人及び代表者において、国税及び市町村民税等の税金の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(昭和27年法律第172号)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更正又は再生手続きの申し立てをしていないこと。

6. 応募方法

(1) 応募期間

令和7年9月24日(水)から令和7年10月17日(金)まで
午前8時30分から午後0時、午後1時から午後5時15分まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(2) 提出先等

提出前に事前予約を行ったうえで、窓口へ直接お持ちください。

役場1階6番窓口

二宮町福祉部高齢介護課介護保険班 0463-71-5348

※郵送、メール等での提出は不可とします。

(3) 提出書類

二宮町ホームページより、下記書類をダウンロードし、正本(1部)と副本(5部)を揃えて提出してください。

- ・地域密着型サービス事業応募申請書(第1号様式)
- ・地域密着型サービス事業計画書(第2号様式)
- ・事業運営実績一覧表(第3号様式)
- ・法人の登記事項証明書
- ・定款
- ・決算書【直近3年分】
- ・法人代表者の経歴書(第4号様式)
- ・開設予定位置図
- ・各階平面図(予定図で可)
- ・土地・建物の全部事項証明書及び公図【自己所有の場合】
- ・賃貸借契約書の写し(予定の場合には、相手方との交渉状況が確認できる書類【任意書類で可】)【賃貸借の場合】
- ・介護保険法及び老人福祉法に基づく処分等【令和4年度以降】(第5号様式)
- ・資金計画書(第6号様式)
- ・誓約書(第7号様式)
- ・納税証明書(国税、法人県民税、市町村民税等)又は、納税義務がない旨の申出書(第8号様式)

- ・近隣住民への説明状況 ・周知計画書（第 9 号様式）
- ・事業工程表（事業を開始するまでのスケジュール等が分かるもの）【任意書類で可】

また、上記書類が入った電子媒体として CD-R（又は DVD-R）1 枚を提出してください。

（４）その他

・提出書類は、原則 A4 で作成し、ファイル等に綴じ、項目ごとにインデックスをつけてください。図面等 A4 以上のサイズのものは、折りたたんでください。

- ・提出された書類は、返却いたしません。
- ・応募書類等の作成にかかる費用は事業者負担となります。
- ・応募状況等の問い合わせには応じることができません。
- ・提出にあたり、書類の修正または差替えを依頼する場合がありますので、日程に余裕をもって提出してください。

・提出された書類は、二宮町情報公開条例（平成 21 年条例第 26 号）の規定により、情報公開の対象となります。

7. 質問の受付及び回答

（１）質問期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 12 日（金）まで

（２）質問方法

質問については、メールのみ受付けます。

別紙質問票にご記入の上、下記アドレスまで送信してください。

kaigo@town.ninomiya.kanagawa.jp

※メール以外の電話、FAX 等での質問はお答えできません。

（３）質問への回答

令和 7 年 9 月 22 日（月） 町ホームページにて公開いたします。

8. スケジュール

時期	内容
令和 7 年 9 月 1 日（月）	募集要項・様式等の公開
令和 7 年 9 月 1 日（月）から 令和 7 年 9 月 12 日（金）まで	質問書の受付期間
令和 7 年 9 月 22 日（月）	質問書の回答
令和 7 年 9 月 24 日（水）から	応募受付期間

令和7年10月17日（金）まで	
令和7年11月上旬	一次審査（書類審査）
令和7年11月中旬	一次審査結果通知
令和7年11月下旬	最終審査（プレゼンテーション）
令和7年12月上旬	最終審査結果通知
令和8年4月頃	補助金交付手続（令和8年度分）
令和8年7月頃	補助金交付決定（令和8年度分）
補助金交付決定後	入札・着工
令和9年4月頃	補助金交付手続（令和9年度分）
令和9年7月頃	補助金交付決定（令和9年度分）
令和10年3月31日まで	町の事業所指定後、事業開始

※上記スケジュールは予定であり、応募状況等により、変更される場合があります。

9. 施設整備等に係る補助金

二宮町単独での補助金の予定はなく、神奈川県地域医療介護総合確保基金を活用する予定ですが、現時点では令和8年度分が未定であるため、補助金がない場合があることも踏まえて資金計画を策定してください。

また、上記の基金を活用した場合、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金の対象となるため、神奈川県と二宮町の交付決定を受けた後に入札等を含めた工事契約等の手続きを行ってください。

なお、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金を活用する場合、令和8年度工事分と令和9年度工事分の補助金申請を2回、二宮町にご提出いただくことになります。提出時期としては、令和8年度分の工事は、令和8年4月頃。令和9年度分の工事は、令和9年4月頃を予定しています。

10. 施設等整備要件

施設等整備要件は、次の要件を全て満たす必要があります。

- （1）事業所予定地が決定していること
- （2）事業所予定地について、所有権もしくは貸付を受けていること。または予定であること。
- （3）災害発生時の被害想定区域を示したハザードマップの洪水浸水予測図のうち、0.5m以上の区域でないこと。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）ではないこと。
- （4）事業所予定地が市街化調整区域の場合は、神奈川県平塚土木事務所に相談し、開発許

可の審査を受け、承認されていること。または建設開始時期までに承認される予定であること。

(5) 建物は感染症に対応するゾーニング等も考慮すること。

1 1. 選定方法

次の(1)、(2)の意見聴取及び審査を経て、二宮町長が決定します。

(1) 一次審査(書類審査)

二宮町が、応募事業者から提出された書類の内容を、「令和7年度二宮町地域密着型サービス事業者選定基準」により審査します。選定結果は、すべての応募事業者に通知します。

(2) 最終審査(プレゼンテーション)

一次審査の結果、複数の応募事業者が合格した場合、実施します。二次審査は1事業者30～40分程度を予定しており、追加書類の提出はできません。日程等は、一次審査合格応募事業者に別途通知します。最終審査の選定結果は、最終審査を受けたすべての応募事業者に通知するとともに、町ホームページに公表します。なお、選定の結果、該当事業者なしとする場合もあります。

※選定審査内容、進捗状況等についての問い合わせには応じることができません。

(3) 選定後について

選定後、事業計画に変更が生じた場合は、速やかに町と協議の上、二宮町地域密着型サービス指定申請計画変更届(第10号様式)を提出してください。計画の根本に係る大幅な変更等については認められないことがありますので、提出前に、必ず報告をしてください。

選定後、計画書及びプレゼンテーション内容等に虚偽が含まれていた場合や、関係法令等の規定が遵守できないと判断される事例が生じた場合は、選定を取り消す場合があります。その際に生じる負担、損害等についての町の補填、賠償等は、一切行いません。

事業を中止する場合は、速やかに町と協議の上、二宮町地域密着型サービス指定申請協議辞退届(第11号様式)を提出してください。

なお、選定された場合でも、介護保険上の指定とは別となるため、事業開始前に町へ指定申請をする必要があります。そのため、土地・建物の売買契約や賃貸借契約等を締結するにあたり利害関係人に十分説明を行い、誤解が生じないようにしてください。

1 2. その他注意事項

(1) 土地所有者、近隣住民、その他関係者等とトラブルのないよう、応募事業者の責任で関係者等への詳細な説明会等を開催し、理解を得られるようしてください。

(2) 土地所有者、近隣住民、その他関係者等との間に結ばれた確約書等に基づき生じた損害賠償請求権については、応募事業者の責任に帰する事項であるため、町はその責任を一切

負いません。また、求償権等の行使についても同様です。

(3) 介護保険法・建築基準法など、関係する法令等の規定を遵守する必要がありますので、あらかじめ各関係機関等と調整・相談を行ってください。

13. 問合せ先

二宮町福祉部高齢介護課介護保険班

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地

電話 0463-71-5348 (直通)

メール kaigo@town.ninomiya.kanagawa.jp